

三重県医師会会員のみなさまへ

休業補償プラン

企業総合補償保険 休業損失補償条項

災害や事故による休業に、
安定経営の備え。



取扱代理店

有限会社ミック三重

〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4

TEL 059-246-0010 FAX 059-246-0011

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社

〒514-0004 三重県津市栄町3-115

TEL 059-226-5161 FAX 059-226-5165

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

診療所・病院の休業による損失を補償します。

休業による損失を補償して、安定経営をしっかりサポート。

万一、さまざまな災害や事故で診療所・病院を休業されたとき、
復旧までの期間の粗利益に加え、
休業日数の短縮に必要な費用をお支払いする「休業補償プラン」。
医業経営の強い味方としてお役に立ちます。

お支払いの対象となる事故

診療所・病院が次のような事故により損害を受けた結果、営業が休止または
阻害された場合に生じた損失に対して保険金をお支払いします。

①

火災

(注1)



②

落雷



③

破裂・爆発

(注1)



④

風災・雹災
・雪災 (注2)



⑤

水災



⑥

建物外部からの
物体の落下・飛
来・衝突・倒壊
など



⑦

給排水設備の事
故等による水ぬ
れ (注3)



⑧

騒じょう・集団行
動、労働争議に
伴う暴力行為や
破壊行為 (注4)



⑨

盗難による
盗取・損傷
・汚損



(注1) 地震・噴火またはこれによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害による損失については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注2) 風、雨、雪、ひょう、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分が風災・ひょう災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹込むことによって生じた場合にかぎり、対象となります。

(注3) ⑦の事故について、給排水設備自体に生じた損害による損失については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注4) 騒じょう・集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準じる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態にあって、暴動に至らないものをいいます。

営業施設が直接損害を受けなかった場合でも、次の事故によりお客さまの営業が
休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。

⑩

①～⑨の事故により、
隣接物件が損害を被った場合

⑪

①～⑨の事故により、
ユーティリティー設備が損害を被った場合

お支払いする保険金

前ページの事故によって、診療所・病院が休業

$$\text{お支払いする保険金} = \text{保険金額} \times \text{休業日数} + \text{休業日数短縮費用}$$

休業損失を 補償

ご契約時にお決めいただいた保険金のお支払い対象期間（約定復旧期間）を限度に、次の算式によって算出された額をお支払いします。

$$\text{休業損失保険金額(ご契約金額)}^{(注1)} \times \text{休業日数}^{(注2)}$$

（復旧期間^(注3)内の売上減少高に支払限度率^(注4)を乗じて得た額から
復旧期間^(注3)内に支払を免れた経常費等^(注5)の費用を差し引いた残額が限度）

(注1)「休業損失保険金額(ご契約金額)」とは、1日あたりの補償額をいいます。

(注2)「休業日数」とは、復旧期間^(注3)内の休業日数(定休日を除きます。)をいいます。風災・雹災・雪災・水災の事故および敷地外ユーティリティ設備が損害を被った場合は、休業2日目以降が補償の対象となります。

(注3)「復旧期間」とは、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までには要した期間をいいます。ただし保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、ご契約時にお決めいただいた約定復旧期間を超えないものとします。

(注4)「支払限度率」とは、最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

(注5)「支払を免れた経常費等」とは、臨時雇従業員が減少したため、支払う必要のなくなった人件費等をいいます。

休業日数 短縮費用を 補償

仮店舗費用・移転広告費・外注費用などの、
休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用を補償します。

$$\text{この費用の支出によって減少させることができた休業日数}^{(注)} \times \text{休業損失保険金額(ご契約金額)}^{(注)} \text{を限度に}$$

実費をお支払いします。

(注)「休業損失保険金額(ご契約金額)」とは、1日あたりの補償額をいいます。

※上記保険金のほかに損害防止費用をお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

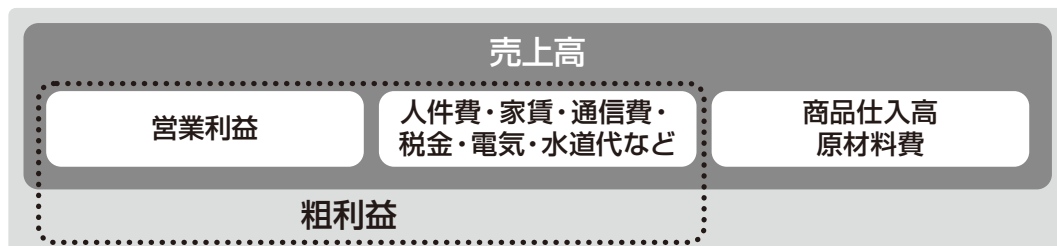
ご加入いただく時… 保険金額と約定復旧期間の設定方法

「保険金額」を
お決めください。



保険金額は、お客さまの店舗や事業所の「1日あたりの粗利益^(注)」を基準に設定いただきます。「1日あたりの粗利益」は、年間粗利益^(注)を1年間の営業日数で割った金額となります。なお、保険金額は1事業所(工場物件の場合は、1敷地内)につき、200万円を限度として1,000円単位で定めます。

(注)「粗利益」とは、「売上総利益」ともいい、売上高から、商品仕入高および原材料費を引いた残高をいいます。



「約定復旧期間」を
お決めください。

「約定復旧期間」とは、保険金支払いの対象となる最長期間です。お客さまの店舗や事業所が全損となった場合、復旧までに要するであろう期間を想定して、1か月、3か月、6か月、12か月のうちから、ご選択ください。なお、保険期間の途中で変更はできません。

オプション特約

お客さまのニーズに合わせて、次のような補償もお選びいただけます。

☑A 休業損失拡張補償特約

建物付帯設備・工場ユーティリティ設備の電氣的・機械的事故および破損・汚損事故等による財物損害によって休業した場合の損失を補償します。

※休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、休業損失補償条項の約定復旧期間が上限となります。

※敷地外ユーティリティ設備に対して生じた損害による損失は補償の対象外です。



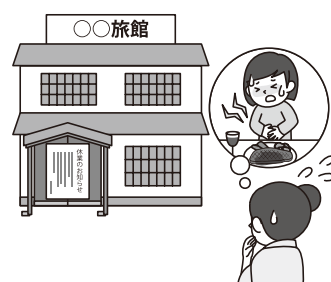
☑B 食中毒・感染症補償特約

営業施設で食中毒または下記の感染症が発生し^(注)、営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償します。また、営業施設で下記の感染症が発生した場合^(注)において、事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒・検査・予防費用について、1事故あたり100万円を限度に感染症対策費用保険金をお支払いします。

また、指定感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症をいいます。)が発生した場合において、保健所等の指示に基づき営業施設の消毒等の処置を行ったときは、保険金20万円を先払いします。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注) 感染の疑いがある場合は保健所等の指示に基づき措置をしたときにかぎります。



エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)をいいます。ただし、事故の発生した日において、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当するものにかぎります。

※休業損失については休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、食中毒の事故については休業損失補償条項の約定復旧期間が上限となります。感染症の事故については、保険金のお支払い対象となる期間は保健所等による営業施設の消毒・隔離等の処置が解除されたときまたは完了したときに終了するものとし、休業初日を除いて14日間・1事故あたり500万円を上限とします。(ただし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の場合は、1事故あたり5日間をてん補期間の限度とします。)

※都道府県知事等からの要請に基づく自主休業は補償の対象外です。ただし、実際に事故があった場合を除きます。

※保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した感染症による事故は補償の対象外です。ただし、感染症による損失を補償する特約をセットした契約の継続契約である場合を除きます。

☑C ネットワーク中断補償特約

不測かつ突発的な事由によるネットワークの障害や中断により、営業が停止または阻害されたために生じた損失を補償します。

※休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、30日を限度とします。

☑D 仕入れ品の納品遅延損害補償特約

仕入れ品輸送中の輸送運搬具の損壊、風・雹・雪災、水災による仕入れ品の納品遅延により、営業が停止または阻害されたために生じた損失を補償します。

※休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、30日を限度とします。

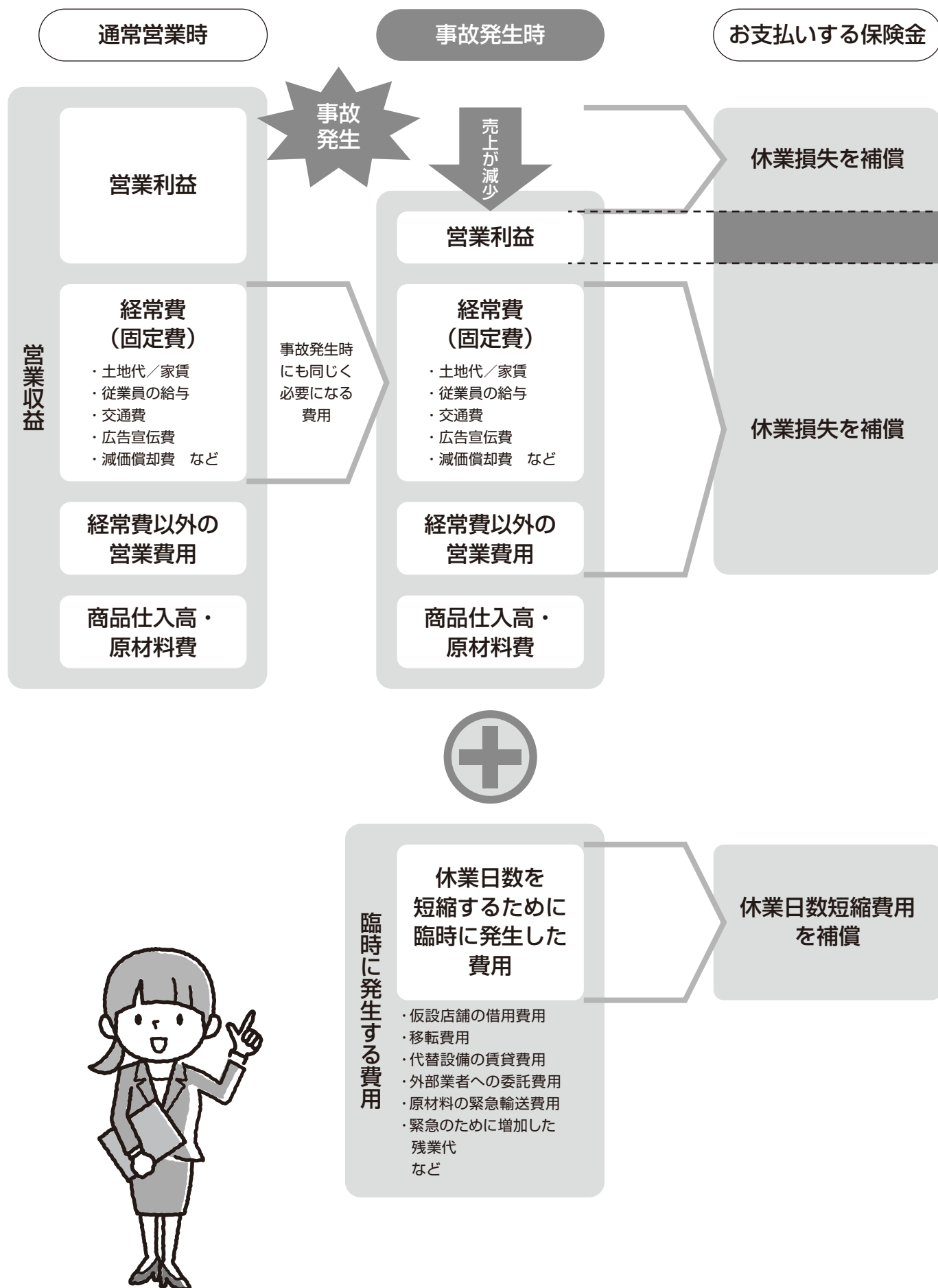
※納品予定時刻の属する日を含む3日以上前の時点から書面による約定がある場合にかぎり保険金をお支払いします。

※ご契約いただく主契約の条件などによっては、これらの特約をセットできない場合がございます。また、この他にもオプション特約をご用意しています。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



事故発生時のイメージ



休業補償プランのあらまし

保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要	保険金をお支払いできない主な場合
(1) 次の①から⑦までのいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。 ①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災・雹災・雪災^(注1) ③水災^(注1) ④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触 ⑤給排水設備の事故、被保険者以外の者が占有する戸室の事故による漏水、放水または溢水による水濡ぬれ（給排水設備自体の損害による損失を除きます。） ⑥騒擾、集団行動^(注2)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦盗難 (注1) ②風災・雹災・雪災および③水災の事故の場合は、休業2日目以降が補償の対象となります。 (注2) 「騒擾じょう、集団行動」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態にあって、暴動*に至らないものをいいます。 ※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (2) ①～⑦の事故により、隣接物件^(注)が損害を被り、営業が休止または阻害された場合 (注)用語の解説をご覧ください。 (3) ①～⑦の事故により、保険の対象と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備^(注)が損害を被り、営業が休止または阻害された場合 (注)用語の解説をご覧ください。 ※休業2日目以降が補償の対象となります。	次の①および②によって算出した額の合計額とします。 ①保険金額 × 休業日数^(注1)を乗じて得た額^(注2) ②休業日数短縮費用^(注3)の額 (注1) 「休業日数」とは、復旧期間内の休業日数（定休日を除きます。）をいいます。ただし、復旧期間はご契約時に約定した約定復旧期間が上限となります。 (注2) 復旧期間内の売上減少高に支払限度率*¹を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等*²の費用を差し引いた残額を限度とします。 ※1 P2 上段の(注4)をご覧ください。 ※2 P2 上段の(注5)をご覧ください。 (注3) 「休業日数短縮費用」とは、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用で、減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。	●保険契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害 ●万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。 ●保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。 ●自然の消耗もしくは劣化^(注)、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害 など (注) 保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。 発生原因を問わず、左記の④から⑦の事故によって生じた次のような損害によって生じた損失に対しては、保険金をお支払いしません。 ●冷凍・冷蔵物の温度変化による損害（工場物件の場合は、①から③の事故によって生じた損害についても保険金をお支払いしません。）など 上記以外にも選択された補償、セットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語の解説

隣接物件	次のものをいいます。 ・保険の対象である営業施設のうち、他人が占有する部分 ・保険の対象である営業施設に隣接するアーケード（屋根のおおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。）またはそのアーケードに面する建物等 ・保険の対象である営業施設へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
敷地外ユーティリティ設備	特定の事業者（注）の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工設備または電信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。 （注）次のア～オに該当する事業者をいいます。 ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 イ ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 ウ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 エ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 オ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間をいいます。ただし保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、ご契約時にお決めいただいた約定復旧期間を超えないものとします。

休業補償プランのあらまし (つづき)

特にご注意いただきたいこと

契約締結時における注意事項

1. 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

2. 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

4. クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

5. 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者がその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

6. 特約等の補償の重複について

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任特約、借家人賠償責任総合補償追加特約(賠償責任補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の借家人賠償責任条項 など
借家人賠償責任総合補償追加特約(修理費用補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の修理費用条項 など

契約締結後における注意事項

1. 通知義務等

(1) ご契約後の契約内容の変更などのご通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、遅滞なく、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑦までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更  → 	②保険の対象の移転 	③住居部分がなくなった  → 
④建物の建築年月の変更  56年 →  58年	⑤建物内の職作業 作業規模の変更  → 	⑥面積の変更 ⑦割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引、 消火設備割引を適用した場合)
⑧保険の対象の譲渡  → 	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約は効力を失いますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
⑨ご契約者の住所・通知先変更  → 	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。 ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。 なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、ご連絡ください。	
⑩上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

●ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア. 日本国外に保険の対象が移転したとき イ. 住居部分がなくなったとき(地震保険をセットしている場合のみ)

【ご注意】告知等変更特約のセットされたご契約においては、上記の通知事項以外にもご通知いただく事項があるなど、一部取扱いが異なります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

2. ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

休業補償プランのあらまし (つづき)

3. 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4. 個人情報の取り扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

5. その他

- 取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結された場合は、幹事保険会社が他の保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っています。引受保険会社は、各々の引受の割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の対象になります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約条件によっては、お申込みいただける内容（保険期間・補償内容等）と異なる場合があります。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

1. 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
平日夜間、土日祝日の場合には、次の事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター 0120-727-110

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時 土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

2. 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。
（注）事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3. 保険金のお支払いについて

上記2.の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機構である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  0570-022808（通話料有料）

【受付時間】 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>

お問い合わせ先

取扱代理店

有限会社ミック三重

〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4

TEL 059-246-0010 FAX 059-246-0011

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 三重支店 法人支社

〒514-0004 三重県津市栄町3-115

TEL 059-226-5161 FAX 059-226-5165

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで